

治療 ステージ	治療内容	助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	50,000円
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔を空けた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合。OHSS(卵巣過剰刺激症候群)等を含む。)	50,000円
C	以前に凍結した胚による胚移植を実施	25,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	50,000円
E	受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止	50,000円
F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止	25,000円

※ 採卵に至らないケース(侵襲的治療のないもの)は、助成対象外とします。ただし、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成を受ける場合で、採卵準備前に精子を精巣等から採取するための手術を行ったが、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため、治療を中止した場合に限り、ステージAからFのいずれにも該当がなくても、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の対象とします。

なお、治療期間の終了日の属する年度またはその前年度に手術を実施したものに限りです。